

京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。</p> <p>光・電子理工学教育研究センター 流域圏総合環境質研究センター 量子理工学研究実験センター 桂インテックセンター 情報センター 環境安全衛生センター</p> <p>2 附属の教育研究施設に長を置き、工学研究科の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(附属教育研究施設)</p> <p>第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。</p> <p>光・電子理工学教育研究センター 流域圏総合環境質研究センター 量子理工学研究実験センター 桂インテックセンター 情報センター 環境安全衛生センター グローバルリーダーシップ大学院工学教育推進センター</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>附 則 この規程は、平成19年12月18日から施行する。</p>